

都市再生緊急整備地域の統合及び特定都市再生緊急整備地域の新規指定並びに

広島都心地域都市再生緊急整備協議会の設置について

1 統合及び新規指定の経緯

令和元年度に開催された広島駅周辺地域都市再生緊急整備協議会及び広島紙屋町・八丁堀地域都市再生緊急整備協議会の会議において、「広島駅周辺地域」と「広島紙屋町・八丁堀地域」の2つの都市再生緊急整備地域を「広島都心地域」として統合した上で、同地域内の一部について、国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である「特定都市再生緊急整備地域」に新規指定するよう国に求めていくことが決定された。その後、本年4月に、国に対してこれらの指定に関する申出を行い、パブリックコメント等所要の手続きを経て、令和2年9月16日に「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令」が公布・施行され、申出どおりの統合及び新規指定が認められた。

都市再生緊急整備地域				特定都市再生緊急整備地域	
統合前		統合後		新規指定	
名称	面積	名称	面積	名称	面積
広島駅周辺地域	73ha	広島都心地域	234ha	広島駅周辺地区 紙屋町・八丁堀地区	153ha
広島紙屋町・ 八丁堀地域	161ha				

※区域図、地域整備方針及び地域のプロフィールは、別添参考資料1～3のとおり

2 広島都心地域都市再生緊急整備協議会の設置

「広島駅周辺地域」及び「広島紙屋町・八丁堀地域」の「広島都心地域」への統合に伴い、従来の「広島駅周辺地域都市再生緊急整備協議会」及び「広島紙屋町・八丁堀地域都市再生緊急整備協議会」を廃止し、新たに「広島都心地域都市再生緊急整備協議会」を設立することとする。

